

【後期 第4問】

Xは、平成18年9月5日午後3時頃、住宅街の公園でA(12歳)が一人で見かけ、かわいさのあまり、Aを誘拐することを決意した。Aは日頃母親から虐待を受けており、XのAに対する甘言が誘拐目的であると察したが、家に帰りたくない一心でこれに同意した。XはAの家庭事情を知らず、そのままAをXの自宅まで連れ去ったが、到着したとたん恐怖からAが泣き出したため、Xは「泣き止め」「言うことを聞け」等と怒鳴りながら約1時間にわたって、Aの頭部を固い物体の平面部で殴打するなどの暴行を行った。これによって、Aは入院加療約100日を要する重傷を負った。

Xはその後もAと共に過ごしていたが、上記暴行によってAの意識が混濁し、歩行困難となったため、大変なことをしてしまったのではないかという思いに駆られ、同年9月6日午前5時頃Aを連れ去った公園のベンチにAを置き去りにした。近隣住民によりAは意識不明の状態で発見され、病院に搬送されたため、命を失うことはなかった。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：神戸地方裁判所平成20年12月24日第1刑事部判決